

修正箇所一覧

案件名：第4期地域福祉計画

項目	修正内容	理由
第3章 1 施策の体系 基本指針1『分野を超えてみんなで支える体制づくり』 1.1 相談窓口の充実 (P42)	P42 少子高齢化、ひとり親世帯、一人暮らし世帯の増加等の社会変化により、地域の助け合いや住民間の交流が希薄になり、障がい者や高齢者等が地域で孤立し、子育てや介護の悩みなど、世帯の抱えている困りごとを誰にも相談できずにいる人が増えてきています。 上記文章の下線部分を以下に修正 <u>少子高齢化、～希薄になっています。そのため、障がい者や～</u> 増えていきます。	記載内容の精査による修正。
第3章 1 施策の体系 基本指針1『分野を超えてみんなで支える体制づくり』 1.4 ソーシャルワークを担う人材の育成 (P49)	ソーシャルワーカーの説明。「社会福祉事業に従事する人。生活する上で困っている、不安を抱えている又は疎外されている人々と関係を構築し様々な課題に取り組む専門家」を以下に修正 「福祉等に関する専門知識を活かし、社会生活に困難や支障のある人々の相談に乗ったり、社会的支援を行う専門職」	第3期地域福祉計画の説明と同様の内容を記載しておりましたが、出典が不明であったため、厚生労働省の職業情報提供サイトにおける説明に修正。

<p>第3章 1 施策の体系 基本指針2『共に支え合うお互い様の地域づくり』 2.3 生活困窮者支援の充実 (P62)</p>	<p>「<u>こどもの8人に1人が 貧困状態 (相対的貧困)</u>」を以下に修正 『「令和4年国民生活基礎調査」によると、「<u>こどもの8.7人に1人が 貧困状態 (子どもの貧困率)</u>」』 以下脚注を追加 ※子どもの貧困率:子どもが属する世帯の所得をもとに計算。子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線(令和3年度は127万円)に満たない子どもの割合</p>	<p>こどもの<u>8</u>人に1人が 貧困状態の根拠について御意見に対し、精査した結果による修正。 「令和4年国民生活基礎調査」において「子どもの貧困率」(17歳以下)11.5%となっていることから8人に1人という記載をしていましたが、正確には8.7人に1人であるため修正します。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人ひとりを支える基盤づくり』 3.2 こどもがいきいきと成長できる環境 (P68)</p>	<p>取組No.141 「<u>幼児健康診査による成長発達の確認及び言葉や育児についての相談の実施</u>」を以下に修正 「<u>乳幼児健康診査による疾病の早期発見と成長発達の確認及び子育てや発達についての相談の実施</u>」</p>	<p>記載内容の精査による修正。</p>
<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人ひとりを支える基盤づくり』 3.2 こどもがいきいきと成長できる環境 (P68)</p>	<p>取組No.142 「<u>こども発達センターきらきらによる発達障がいの相談、診察 及び診断の実施</u>」の下線部分を以下に修正 「<u>こども発達センターきらきらにおける発達障がいの相談、診察及び診断の実施</u>」</p>	<p>記載内容の精査による修正。</p>

<p>第3章 1 施策の体系 基本指針3『一人ひとりを支える基盤づくり』 3.4 多様な地域生活課題への対応 (P78)</p>	<p>取組No.207 「母子保健の取組による児童虐待の早期発見や予防に向けての見守りや必要に応じて児童相談所と連携した支援の充実」の所管課に学校教育課を追加。</p>	<p>取組所管課の再検討による修正。</p>
--	--	------------------------